

2 収集制限 センシティブ情報

行政機関法 (H17.4月施行)	(規定なし)
神戸市 (H10.4月施行)	(現行条例) 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
札幌市 (H8.4月施行)	(現行条例) 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 実施機関が札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
仙台市 (H9.10月施行)	(現行条例) 3 実施機関は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務事業の目的を達成するためこれらの個人情報を収集することが特に必要であると認めるときは、この限りでない。
千葉市 (H8.4月施行)	(現行条例) 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき。 4 実施機関は、前項に規定する個人情報を同項第2号の規定により収集したときは、遅滞なくその旨を千葉市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。ただし、第10条第1項ただし書の規定により審議会の意見を聴いた場合は、この限りでない。 5 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。
さいたま市 (H13.5月施行)	(現行条例) 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。 (2) 実施機関が別に定める(神戸市注：情報公開・個人情報保護審議会条例)さいたま市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

<p>横浜市 (H12.7 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第2項第8号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げる場合においては、届出業務に係る個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1) 本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(3) 公刊された出版物によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき。</p> <p>(4) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。</p> <p>4 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。</p> <p>(保管等の一般的制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、法令の定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を守るため市長が川崎市個人情報保護運営審議会(第26条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて認めた事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>4 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。</p>
<p>京都市 (H6.4 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。</p> <p>4 実施機関は、第2項第8号若しくは第9号又は前項第2号の規定により個人情報を収集したときは、遅滞なくその旨を京都市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。</p>

<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき</p> <p>(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき</p> <p>4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき(争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。)は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務事業の執行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>広島市 (改正 条例 16.4月 施行)</p>	<p>(改正済み条例)</p> <p>6 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令の規定に基づいて収集するとき。</p> <p>(2) 実施機関が広島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報を収集することが事務の目的を達成するために必要不可欠であると認めて収集するとき。</p>
<p>北九州市 (H4.10 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要かつ欠くことのできない場合は、この限りでない。</p>
<p>福岡市 (H3.9 月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</p>